

呉市移動円滑化基本構想の改定について

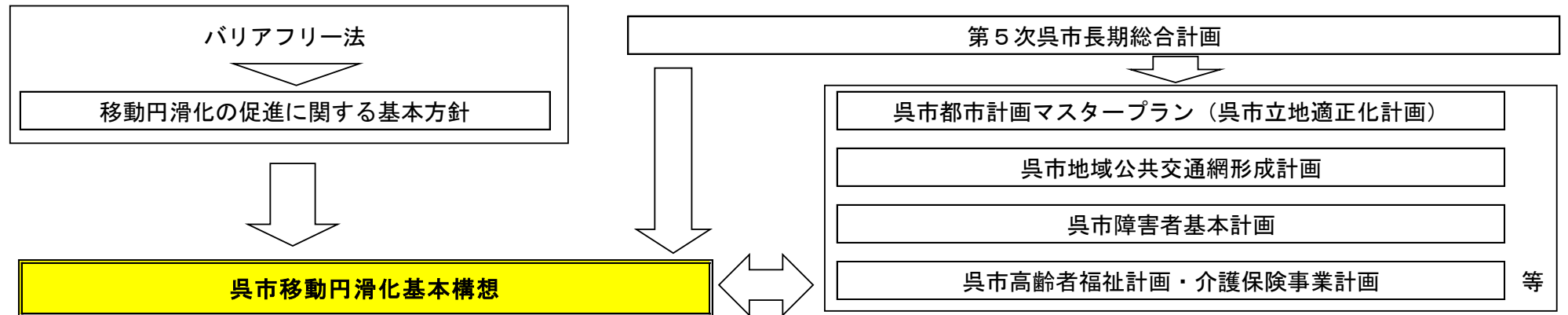
1 改定の趣旨

呉市では、平成13年8月に「呉市移動円滑化基本構想」（以下「基本構想」といいます。）を作成し、これまで基本構想に基づき様々な施策を進めてきました。

この度、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」といいます。）及び移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号。以下「基本方針」といいます。）の改正により、JR駅等のバリアフリー化について新たな方針が示されたことなどから、これらで示された内容を反映させるため、基本構想の改定を行います。

2 基本構想の位置付け

基本構想は、バリアフリー法第25条の規定により作成するものであり、作成に当たっては、基本方針に基づくとともに、第5次呉市長期総合計画及び各種関連計画との整合を図ります。



3 検討体制

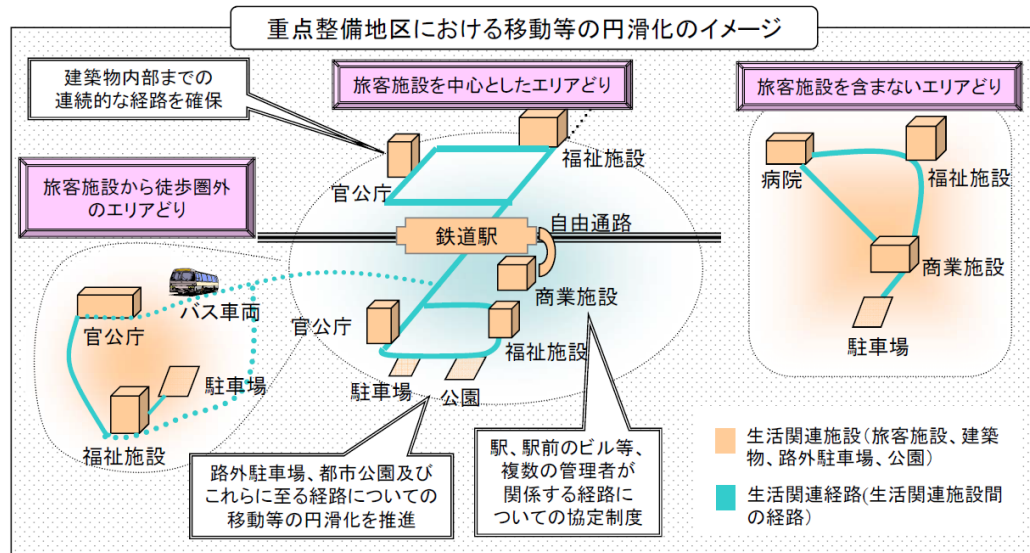
基本構想の改定は、バリアフリー法に基づき、高齢者、障害者、学識経験者等から構成する協議会を設置し、意見交換を行いながら進めます。

【呉市移動円滑化基本構想検討協議会の構成メンバー】

- ・市民、高齢者、福祉関係団体等の代表、学識経験者、公共交通機関の代表、関係行政機関の職員及び市の職員

4 基本構想のイメージ

基本構想は、旅客施設（JR駅等）を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区を重点整備地区として定め、バリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、呉市が作成する具体的な事業を位置付けた計画です。基本構想の作成を通じて、道路やJR駅等の施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となります。基本構想には、ハード、ソフト両面に関する事業として特定事業を位置付けることで、関係者に事業の実施が義務付けられます。



〔国土交通省公表資料参照〕

公共交通特定事業
昇降機を設置等



道路特定事業
視覚障害者誘導用ブロックの設置等



公共交通特定事業
ノンステップバスの導入等



建築物特定事業
障害者対応型便所の整備等



【特定事業の種類】

公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業

5 改定スケジュール

	令和3年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
議会			改定着手 ●				素案 ●					最終案 ●	
計画策定						計画案			パブリックコメント →		最終案		完成